

平成26年度税制改正  
～産業競争力強化法に伴う税制措置

1 はじめに

本稿では、国内の法人税に関する平成26年度税制改正のうち、主に産業競争力強化法の施行に伴う税制措置について解説します。産業競争力強化法は、アベノミスの第三の矢である「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)に盛り込まれた施策を実行するための法律として<sup>1</sup>、平成26年1月20日に施行されました。平成26年度税制改正においても、産業競争力強化法に伴う税制措置として、以下で説明する生産性向上設備投資促進税制の創設(以下2)、中小企業投資促進税制の拡充(以下3)、ベンチャー投資促進税制の創設(以下4)、事業再編促進税制の創設(以下5)等が盛り込まれました。

2 生産性向上設備投資促進税制の創設

まず、一定の要件を満たす質の高い設備の投資について、最大100%の特別償却又は最大5%の税額控除が適用できることとする生産性向上設備投資促進税制が設けられました。生産性向上設備投資促進税制は、次に述べる中小企業投資促進税制と異なり、大企業にも適用がありません。

具体的には、青色申告書を提出する法人(以下「青色申告法人」といいます。)が、産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までの期間(指定期間)に、同法に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のもの(特定生産性向上設備等)の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、その取得価額の50%(建物及び構築物については、25%)の特別償却又はその取得価額の4%(建物及び構築物については、

2%)の税額控除のいずれかを選択して適用を受けることができることとされました(改正後の租税特別措置法42条の12の5第1項。以下、改正後のものを「新措法」、改正前のものを「措法」といいます。)。ただし、税額控除を選択した場合における税額控除限度額は、当期の法人税額の20%とされています(新措法42条の12の5第7項)。なお、産業競争力強化法の施行日から平成28年3月31日までの期間(特定期間)に取得等をしたものについては、即時償却<sup>2</sup>又はその取得価額の5%(建物及び構築物については、3%)の税額控除のいずれかを選択して適用を受けることができることとされています(新措法42条の12の5第2項、第8項)。

3 中小企業投資促進税制の拡充

次に、中小企業・小規模事業者の設備投資を更に後押しするため、既存の中小企業投資促進税制が拡充されることになりました<sup>3</sup>。

具体的には、改正前は、中小企業者等<sup>4</sup>が、平成10年6月1日から平成26年3月31日までの期間内に、特定機械装置等の取得等をして、その法人の営む製造業、建設業その他一定の事業(指定事業)の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は基準取得価額の7%の特別税額控除のいずれかを選択して適用(ただし、資本金の額又は出資金の額が3000万円以下の特定中小企業者等以外は、特別償却のみ)できることとされていました(措法42条の6第1項乃至第4項)。改正後は、上記措置の適用期限が平成29年3月31日まで3年延長された他、中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をして、その指定事業の用に供した場合には、即時償却又はその取得価額の7%(資本金の額又は出資金の額が3000万円以下の特定中小企業者等がその指定事業の用に供したものについては、10%)の特別税額控除のいずれかを選択して適用することができる措置が追加されました(新措法42条

本ニューズレターの執筆者



なかむら よしみ  
中村 慈美  
税理士



まつい ひろあき  
松井 博昭  
アソシエイト  
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室  
(Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

の6第2項、第8項)。

#### 4 ベンチャー投資促進税制の創設

次に、産業競争力強化法では、ベンチャーファンドに出資する企業に支援措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることとされ、これに合わせてベンチャー投資を促進するための特例措置が創設されることになりました。

すなわち、青色申告法人で、産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までの間に同法に規定する特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結しているもの(有限責任組合員に限り、その法人が適格機関投資家である場合には、出資予定額が2億円以上であることなど一定の要件を満たすものに限り)のうち、その認定を受けた日からその認定に係る特定新事業開拓投資事業計画に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間終了の日までの期間(積立期間)内においてその投資事業有限責任組合に出資したものが、積立期間内に終了する各事業年度(適用事業年度)において新事業開拓事業者<sup>5</sup>の株式を有している場合において、その株式の価格の低落による損失に備えるため、適用事業年度終了の時において有するその株式<sup>6</sup>の、その適用事業年度終了の日を終了する投資事業有限責任組合の計算期間終了の時<sup>7</sup>における帳簿価額の80%を上限として新事業開拓事業者投資損失準備金を積み立てたときは<sup>8</sup>、その積み立てた金額について損金算入<sup>9</sup>ができることとなります(新措法55の2第1項)。

ベンチャー投資促進税制においては、いわゆる洗い替え方式が採用されており、この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度にその積み立てた金額の全額を取り崩して、益金の額に算入することとされ(新措法55条の2第2項)、翌事業年度に改めて損金算入をすることができる準備金の額を計算することとなります。

#### 5 事業再編促進税制の創設

最後に、産業競争力強化法では、企業に眠る優れた事業・技術・人材等の経営資源を切り出し、又は統合してシナジーを実現するなど、企業組織再編を支援する措置が講じられており、これに合わせて同法に規定する事業再編を促進するための税制措置が設けられました。

すなわち、青色申告法人で、産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までの間に同法に規定する特定事業再編計画について認定を受けたものが、積立期間内の日を含む各事業年度のその積立期間内において、その特定事業再編計画に記載された同法に規定する特定事業再編に係る同法に規定する特定会社の特定株式等の取得<sup>9</sup>をし、かつ、その特定株式等をその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合又はその特定事業再編をした最初の事業年度において、その特定事業再編前からその最初の事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その特定株式等<sup>10</sup>の取得価額の70%以下の金額<sup>11</sup>を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき<sup>12</sup>は、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入することとされます(新措法55の3第1項)。

この特定事業再編投資損失準備金については、積立期間<sup>13</sup>の終了後、その積み立てた金額の全額について、原則として5年間で均等額を取り崩して益金算入することとされています。すなわち、積立期間内の日を含む各事業年度のうち最後の事業年度等(基準事業年度等)の後の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された準備金の金額がある場合に、その基準事業年度等の終了の日における準備金の金額にその各事業年度の月数を乗じてこれを60<sup>14</sup>で除して計算した金額を益金の額に算入することとされます(新措法55条の3第3項)。

ただし、

- ① 認定を受けた特定事業再編計画の認定が取り消された場合
- ② 特定株式等の全部又は一部を有しないこととなった場合
- ③ 合併により合併法人に特定株式等を移転した場合
- ④ 特定会社が解散した場合
- ⑤ 特定事業再編投資損失準備金を積み立てている法人が解散した場合(合併により解散した場合を除く。)
- ⑥ 特定株式等の帳簿価額を減額した場合
- ⑦ その他一定の場合において特定事業再編投資損失準備金残高を取り崩した場合

のいずれかに該当する場合については、その該当することとなった日を含む事業年度において特定事業再編投資損

失準備金残高の全部又は一部を取り崩して、益金の額に算入することとされます(新措法 55 条の 3 第 4 項)。

以上の事業再編促進税制は、所定の要件を満たせば、組織再編が適格であるか非適格であるかを問わずに適用を受けることができ、特定株式等の取得価額の 70%を上限として積み立てた準備金につき積立期間内において損金算入することが認められます(ただし、その後取り崩して益金に算入することとなります。)。かかる事業再編促進税制については、措法 55 条の海外投資等損失準備金と制度及び規定振りが類似しているため、解釈上疑義が生じた場合には、海外投資等損失準備金における取扱い等が、一定程度参考になるものと思われます。

## 6 まとめ

以上の産業競争力強化法の施行に伴う税制措置は、いずれも連結納税制度においても、同様の措置が講じられています。これらの措置は、企業の設備投資、ベンチャー投資、事業再編等を促進するための優遇措置として制定されたものですが、いずれも時限的な税制措置ですので、今後限られた期間内において、積極的に活用していくことが望まれます。

<sup>1</sup> [http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/index.html)

<sup>2</sup> その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却をいいます。

<sup>3</sup> <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2013/131220ZeiseiKaisei1.pdf>

<sup>4</sup> 中小企業者等とは、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人等をいい、資本金の額又は出資金の額が 3000 万円以下の中小企業者等を特定中小企業者等といいます。

<sup>5</sup> 特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けた日以後に剰余金の配当をしたものを除きます。

<sup>6</sup> 適格合併を除く合併により合併法人に移転するものを除きます。

<sup>7</sup> その適用事業年度終了の日に終了する計算期間がない場合には、その適用事業年度終了の日の直前に終了した計算期間終了の時となります。

<sup>8</sup> その適用事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた場合を含みます。

<sup>9</sup> その特定事業再編前の取得を除きます。

<sup>10</sup> 新措法 55 条の 3 第 1 項各号の要件を満たす株式若しくは出資又は債権をいい、特定会社に対する貸付金も含まれます。なお、積

立金の計算においては、合併により合併法人に移転するものは除きます。

<sup>11</sup> その事業年度において特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうちその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額をいいます。

<sup>12</sup> その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含みます。

<sup>13</sup> 当該法人が計画の認定を受けた日から同日以後 10 年を経過する日(特定会社が特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標として政令で定める目標を達成した場合は、その目標を達成した日として政令が定める日)までの期間をいい、ベンチャー投資促進税制における積立期間とは異なります。

<sup>14</sup> 特定会社がその特定事業再編に係る一定の目標を達成した場合には、積立期間開始の日からその目標を達成した日までの期間の月数を勘案した数となります。

## 書籍のご案内

### 西村高等法務研究所 理論と実務の架橋シリーズ 「タックス・ハイブン対策税制のフロンティア」

中里実・太田洋・伊藤剛志・北村導人 編著  
2013 年 10 月 10 日 有斐閣 5,200 円(税別)

### 西村高等法務研究所 理論と実務の架橋シリーズ 「移転価格税制のフロンティア」

中里実・太田洋・弘中聡浩・宮塚久 編著  
2011 年 7 月 15 日 有斐閣 6,200 円(税別)

### 「国際租税訴訟の最前線」

中里実・太田洋・弘中聡浩・宮塚久 編著  
2010 年 7 月 14 日 有斐閣 3,800 円(税別)

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスの携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニューズレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029

Tel: 03-5562-8500(代) Fax: 03-5561-9711

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2014